

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日の  
翌日)

## 目 次

- ◇教委規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則
- ◇人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- ◇代表監査委員訓令 鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

## 教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年六月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

### 鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

## 第二条の表中

秘書調査課	議事秘書係、企画調査係、福祉係、年金係	を
秘書調査課	議事秘書係、福祉係、年金係、企画広報室	に改め

る。

第六条第二項中「教職員課、」を削り、「係及び経理室」を「係、企画広報室及び経理室」に改める。

## 附 則

この規則は、昭和四十三年七月一日から施行する。

## 人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年六月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

### 鳥取県人事委員会規則第三十七号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の本庁の項三等級の欄中「副検査専門員」を

「副検査専門員」に、「船検査専門員補」を「船検査専門員補」に改め、久松閣副管理者」を「久松閣副管理者」に改め、

「身体障害者福祉司精神薄弱者福祉司児童福祉司」を削り、同項四等級の欄中「副検査専門員」を「副検査専門員」に改め、久松閣副管理者」を「久松閣副管理者」に改め、

検査専門員に、「船検査専門員補」を「船検査専門員補」に改め、久松閣副管理者」を「久松閣副管理者」に改め、

者福祉司を「一般吏員職」に改め、同項五等級の欄中「船検査専門員補」を「船検査専門員補」に改め、久松閣副管理者」を「久松閣副管理者」に改め、

を「船検査専門員補」に、「船検査専門員補」に改め、久松閣副管理者」を「久松閣副管理者」に改め、

同項六等級の欄中「身体障害者福祉司精神薄弱者福祉司児童福祉司」を「一般吏員職」に改め、同表の他の職」に改め、

知事の事務部局の母来寮の項五等級の欄、同表の知事の事務部局の岩井長者寮の項五等級の欄及び同表の知事の事務部局の婦人相談所の項五等級の欄中「次長」を削り、同表の知事の事務部局の保健所の項三等級の欄及び同項四等級の欄中「課長」を「課長補佐(郡家・浜村・根雨)」に改め、同項五等級の欄中「係長」を「課長補佐(郡家・浜村・根雨)」に改め、同表の知事の事務部局の計量検定所の項中

所長	主任	次長	主任	次長	主任
所長	主任	次長	主任	次長	主任
所長	主任	次長	主任	次長	主任
所長	主任	次長	主任	次長	主任
所長	主任	次長	主任	次長	主任
所長	主任	次長	主任	次長	主任

め、同表の知事の事務部局の地方農林振興局の項二等級の欄中「課長」を「課長補佐」に改め、同項三等級の欄中「課長」を「課長補佐」に改め、同項四等級の欄中「係長」を「係長補佐」に改め、同項五等級の欄中「係長」を「係長補佐」に改め、同表の知事の事務部局の営農研修館の項中



別表の知事の事務部局の項中

工業試験場	場	長	百分の十六
-------	---	---	-------

を

計量検定所	所	長	百分の十六
工業試験場	場	長	百分の十六

に改め、同表の

知事の事務部局の地方農林振興局の項中

課長を境港水産課長に改

め、同表の知事の事務部局の項中

家畜保健衛生所	所	長	百分の十六
---------	---	---	-------

を

営農研修館	館	長	百分の十六
家畜保健衛生所	所	長	百分の十六

に

土木出張所	所	長	百分の十六
-------	---	---	-------

を

境港魚市場	場	長	百分の十六
土木出張所	所	長	百分の十六

に改め、同表の

教育委員会の事務部局等の教育機関の学校以外の教育機関の項中

科学博物館	館	長	百分の十六
-------	---	---	-------

を

科学博物館	館	長	百分の十六
鳥取青年の家	所	長	百分の十六

に改める。

附則

この規則は、昭和四十三年七月一日から施行する。

### 代表監査委員訓令

#### 鳥取県代表監査委員訓令第一号

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
昭和四十三年六月二十九日

鳥取県代表監査委員 浜 田 庄 二

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局処務規程（昭和四十二年三月鳥取県代表監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「次長」の下に「監査主幹」を加える。

第五条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項中「分担事務をつかさどる。」を「監査事務に従事する。」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 監査主幹は、上司の指揮を受け、監査事務を処理する。

第七条第二項中「監査主任」を「監査主幹」に改める。

附則

この訓令は、昭和四十三年七月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】